

軽自動車税(種別割) 納税証明書の郵送廃止 (一部継続)など



軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の導入で、車検の際に納税証明書の掲示が原則不要となりました。令和5年度で、口座振替やクレジット・モバイル決済で納付する人への納税証明書の郵送を廃止しました(小型二輪は軽JNKSに対応しないため、従来通り郵送します)。

下記の場合は納税証明書が必要となる場合があります。

- 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない
- 車両の購入直後
- 他の市区町村へ引っ越しをした直後
- 対象車両に過去の未納がある

口座振替で納税する人は納税確認の未判明期間に軽自動車の継続検査を受ける場合、有効期限にかかわらず、昨年度の納税証明書を6月30日(日)まで利用できます。

納税証明書の取得について、詳しくは、市ホームページをご覧ください。担当課にお問い合わせください。

📍 税務課(1階8番窓口) ☎561-2308、FAX561-2479



忘れずに納めましょう

固定資産税・都市計画税(全期・1期) 軽自動車税(全期) 納期限(口座振替日) 5月31日(金)

- コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- 口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- 納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。 📍 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479

橋川市長による タウンミーティングの開催



橋川市長の5期目がスタートし、市では「健やかに幸せに暮らせるまち、ずっと住み続けたいまち草津」をめざした取り組みを進めています。

草津のまちづくりを進めるためには、市民の皆さんの声を反映することが必要不可欠です。そこで市長就任に向けて掲げた「ずっと草津」宣言をもとに、市の将来像やこれからの草津市政に求めるものについて、市民の皆さんと意見交換をするため、タウンミーティングを開催します。Web会議ツール「Zoom」でも参加可能です。

- 🕒 ①6月1日(土) 15:00~17:00 ②7月7日(日) 10:00~12:00
- 📍 ①UDCBK(野路一、西友南草津店1階) ②キラリエ草津7階 大会議室(大路二)
- 👤 ①会場30人(先着順)
- 📝 ①5月30日(木)まで ②7月4日(木)まで
- 📞 申・問 企画調整課(7階) ☎561-2320、FAX561-2489

ご遺族の負担を少しでも軽減するためのワンストップ窓口 6月から「おくやみ窓口」を開設します

「おくやみ窓口」では、身近な方が亡くなった後の、税関係や保険年金、福祉サービスなどの手続きを1カ所で受付します。必要な書類などの準備のため、完全予約制としています。

- 🕒 平日①9:30 ②13:30 📍 市民課 ※来庁後に個室へ案内します
- 🎯 市に住民票があった故人のご遺族など
- 📌 「おくやみ窓口」を利用せず、各課で直接手続きを行うこともできます
 - 内容によって、当日に手続きが完了できない場合や、関係課の窓口へ案内することがあります
- 📝 5月29日(水)~、利用日の3開庁日前までに、電子申請(Web予約)か窓口、電話で
- 📞 申・問 市民課(1階)【おくやみ窓口専用ダイヤル】☎561-6692



身体障害者などの軽自動車税(種別割)の減免

一定の障害のある人が利用する車両は、軽自動車の軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

- 必要書類
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ
 - 運転免許証 ・ 自動車検査証
 - 令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書
- 📌 減免を受けられる自動車などは、県税事務所所管の普通自動車を含め、障害者1人につき1台です
 - 障害の等級などにより、減免が受けられない場合があります
- 📝 5月31日(金)まで
- 📞 申・問 税務課(1階8番窓口) ☎561-2308、FAX561-2479



はしかわ市長の だいすき!くさつ



つながれてきた 歴史や思いを 未来へ

先般の市長選挙において、第20代草津市長として5期目の市政をお預かりさせていただくことになってから、初めての「だいすき!くさつ」となります。市民の皆様には、取組や魅力を知っていただくため再開しますので、引き続きよろしくお願ひします。5月に入り、緑が美しい季節となりました。草津のゴールデンウィークといえばユネスコ無形文化遺産の「草津のサンヤレ踊り」を思い浮かべる方もいらっしゃると思います。市内の7つの地域に伝わる風流踊りで、5月3日に市内各地で行われます。それぞれの地域で次の世代につなげていく努力を続けてきたことで、今日まで継承されてきました。また、地域によって、踊り方や踊りのリズムなども異なりますので、複数の地域を訪れていただき、歴史を守りつなげてきた人々に思いをはせてみてはいかがでしょうか。また、今年市制を施行して70周年を迎える節目の年となります。草津市の今日の発展があるのも、先人の努力や功績があつたことであり、これまで市の歴史をつないできた方々に対する感謝の気持ちでいっぱいです。今日までつながれてきた歴史や思いを受け継ぎ、次の世代へよりよいまちを残していくため、本市がめざす「健康創造都市」の実現に向けて、ひと・まち・ときのつながりを大切にしながら、飛躍の年にするべく、決意を新たにしております。

市民の皆様とともに、市制施行70周年をお祝いするため、8月にオープンする草津市立プール「インフロンニア草津アクアティクスセンター」で10月6日(日)に「くさつアクアフェスティバル」を開催するなど、記念事業を年間を通じて、多数予定しています。市制施行70周年に関わる事業については、市ホームページや広報くさつで、順次お知らせしてまいります。さまざまな事業で、市民の皆様にお会いできることを楽しみにしておりますので、ぜひご参加いただき、共に草津市を盛り上げてまいります。市ホームページ「市制施行70周年記念事業」



市ホームページ「市制施行70周年記念事業」

屋外スピーカーで 情報伝達試験を行います

非常時に備え、Jアラートを用いて情報伝達試験を行います。

Jアラート(全国瞬時警報システム)

地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて伝えるシステム

- 🕒 5月22日(水) 11:00ごろ (予告放送10:00ごろ)
- 📌 コミュニティFMラジオ「えふえむ草津(78.5MHz)」でも、試験放送が流れます
- 屋外スピーカーから情報が聞き取れなかったときは、電話自動応答システム☎0120-119-932)で情報確認ができます
- 📞 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852

3月定例会市議会



3月4日に開会し、市長が提出した議案37件を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した一般議案1件を可決、意見書案4件を否決し、3月28日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

- 《市長が提出したもの》
 - 当初予算=令和6年度草津市一般会計予算など
 - 補正予算=令和5年度草津市一般会計補正予算(第7号)など
 - 条例案件=地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案など
 - 一般議案=市道路線の変更につき議決を求めることについてなど
 - 人事案件=草津市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてなど
- 《議員が提出したもの》
 - 一般議案=地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について
 - 意見書案=金権腐敗政治の一掃と真相究明を求める意見書案など
- 📞 総務課(3階) ☎561-2301、FAX561-2483
- 議事庶務課(3階) ☎561-2413、FAX561-2485

教育長が決まりました

3月定例会市議会では、閉会日に、教育長として藤田雅也さん(61歳)を任命することに同意しました。任期は、4月2日から3年間です。

📞 教育総務課(6階) ☎561-2425、FAX561-2488

